

兵庫県国民健康保険運営方針の一部改定について (財政安定化基金、出産育児一時金関係)

国の法改正等に基づき、国民健康保険運営方針の関係箇所について改定する。

1 財政安定化基金について

- 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月4日に成立し、令和4年4月1日から国民健康保険の財政安定化基金に「財政調整機能」が新たに付与されることとなった。
- 財政調整機能が付与されることで、都道府県が基金に積み立てた剰余金を国保事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることが可能となり、都道府県の財政調整機能の更なる強化が果たされることとなる。
- こうした法改正に合わせ、運営方針における財政安定化基金に関する記載を整理する。

2 出産育児一時金について

- 「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が令和3年8月4日に公布され、出産育児一時金の額が令和4年1月1日から以下のとおり変更されることとなった。
 - ・ 出産育児一時金の産科医療補償制度における掛金の額
1万6千円→1万2千円に引下げ
 - ・ 出産一時金等の額（本来分）
40万4千円→40万8千円に引上げ※これらの合計である支給総額は42万円を維持
- 運営方針においては、相対的必要給付の取り扱いについて、各市町の取組の標準化を図る観点から、出産育児一時金の標準的な支給金額を設定している。そのため、本県の標準的な支給金額についても上記の額に変更し、運営方針の該当箇所を改定する。

国保運営方針（財政安定化基金・出産育児一時金に係る改定案）

（略）

第 2 章 県内国保の医療に要する費用及び財政の見通し

（略）

第 4 節 財政安定化基金の活用

国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）は、県内国保の財政の安定化のため県に設置している基金であり、①貸付事業、②交付事業、③基金の取崩、④財政調整事業、⑤特例基金事業の 5 つの機能に区分して管理している。

1 貸付事業

市町の保険料必要額に対して、収納率の低下等により保険料収納額に不足が見込まれる場合に貸付を実施するとされており、県はこれに基づき貸付を行う。

2 交付事業

「特別の事情」により、市町に収納不足が生じた場合には、不足額の 2 分の 1 以内を交付するとされており、交付した場合の補填は、国・県・市町がそれぞれ 3 分の 1 ずつ負担することとされている。この場合の「特別の事情」及び市町補填分の負担方法については、次のとおりとする。

【特別の事情】

基金を交付する際の「特別の事情」については、市町の保険料収納へのインセンティブを損なうことのないよう、以下の場合に限定することとする。

- ① 災害（台風・洪水・噴火等）により保険料収納必要額の 3% 以上（※）の額が不足する場合
※国調整交付金における災害等による保険料減免に係る補助要件を準用
- ② 地域基盤産業の倒産等により多数の被保険者に影響が生じた場合
- ③ その他知事が必要と認めた場合

【交付を行った場合の市町補填分の負担方法】

災害等の「特別の事情」により、基金の交付を行った場合の市町補填分の負担方法については、財政運営の都道府県単位化により各市町の事業運営の安定化や保険料の平準化を図るという改革の趣旨を踏まえ、県内全市町で負担を分かち合い、県全体で支え合うこととする。

3 基金の取崩

保険給付費が県の保険給付費見込額を上回る等により、国保の財政収支に不均衡が生じる場合に、県は、当該財政不足額について、基金を取り崩して資金を賄う。なお、当該基金については、再積立を行う必要があり、それらの費用は、県内全市町の納付金に盛り込み徴収する。

4 財政調整事業

医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に、県は、決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で基金を取り崩し、県国民健康保険特別会計に繰り入れることができる。

5 特例基金事業

平成30年度から令和5年度までの間、新制度の円滑な施行のため、

- ① 市町において本来集めるべき一人当たり保険料額（納付金額）が、制度改正前と比較して一定割合を超える場合（激変緩和分）
- ② 保険者努力支援制度等の財源に充当する場合（財政基盤強化分）

に特例基金を活用することとされており、県は必要に応じて活用する。

（略）

第3章 市町における保険料の標準的な算定方法

（略）

第3節 保険料の標準的な算定方法等

（略）

6 相対的必要給付の取扱い

相対的必要給付については、各市町の取組の平準化を図る観点から、出産育児一時金は40万8千円（産科医療補償制度の適用のある分娩については、これに1万2千円を加算）、葬祭費は5万円を標準的な支給金額として設定し、これらの給付に必要な費用については、県全体の給付費総額に加算する。

（略）

第7章 市町が担う事務の標準化、広域化及び効率的な運営の推進

第1節 市町事務の標準設定

（略）

2 給付関係

（1）相対的必要給付

標準的な相対的必要給付の支給金額については、出産育児一時金は40万8千円とし、産科医療補償制度の適用のある分娩については、これに1万2千円を加算するものとする。また、葬祭費は5万円とする。

（略）

現 行
<p>兵庫県国民健康保険運営方針</p> <p>(略)</p> <p>第2章 県内国保の医療に要する費用及び財政の見通し</p> <p>(略)</p> <p>第4節 財政安定化基金の活用</p> <p>国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）は、県内国保の財政の安定化のため、県に設置している基金であり、活用の目的に応じて、①給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に活用する基金（以下、「通常基金」という。）と、②新制度への移行に伴う保険料の激変緩和措置等のために活用する基金（以下「特例基金」という。）に区分して管理している。</p> <p>1 通常基金の活用</p> <p><u>通常基金の活用については、法令において、</u></p> <p>① <u>市町が、保険料必要額に対して、収納率の低下等により保険料収納額に不足が見込まれる場合</u></p> <p>② <u>県が、納付金の算定時の見込みから保険給付費が増大した場合及び公費が減少した場合</u></p> <p><u>に貸付を実施するとされており、県は、これに基づき貸付を行うこととする。</u></p> <p><u>また、「特別の事情」により、市町に収納不足が生じた場合には、不足額の2分の1以内を交付するとされており、交付した場合の補填は、国・県・市町がそれぞれ3分の1ずつ負担することとされている。この場合の「特別の事情」及び市町補填分の負担方法については、次のとおりとする。</u></p> <p>【特別の事情】</p> <p>基金を交付する際の「特別の事情」については、市町の保険料収納へのインセンティブを損なうことのないよう、以下の場合に限定することとする。</p> <p>① 災害（台風・洪水・噴火等）により保険料収納必要額の3%以上（※）の額が不足する場合</p> <p>※国調整交付金における災害等による保険料減免に係る補助要件を準用</p> <p>② 地域基盤産業の倒産等により多数の被保険者に影響が生じた場合</p> <p>③ その他知事が必要と認めた場合</p> <p>【交付を行った場合の市町補填分の負担方法】</p> <p>災害等の「特別の事情」により、基金の交付を行った場合の市町補填分の負担方法については、財政運営の都道府県単位化により各市町の事業運営の安定化や保険料の平準化を図るという改革の趣旨を踏まえ、県内全市町で負担を分かち合い、県全体で支え合うこととする。</p>

改定案

(略)

第2章 県内国保の医療に要する費用及び財政の見通し

(略)

第4節 財政安定化基金の活用

国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）は、県内国保の財政の安定化のため県に設置している基金であり、①貸付事業、②交付事業、③基金の取崩、④財政調整事業、⑤特例基金事業の5つの機能に区分して管理している。

1 貸付事業

市町の保険料必要額に対して、収納率の低下等により保険料収納額に不足が見込まれる場合に貸付を実施するとされており、県はこれに基づき貸付を行う。

2 交付事業

「特別の事情」により、市町に収納不足が生じた場合には、不足額の2分の1以内を交付するとされており、交付した場合の補填は、国・県・市町がそれぞれ3分の1ずつ負担することとされている。この場合の「特別の事情」及び市町補填分の負担方法については、次のとおりとする。

【特別の事情】

基金を交付する際の「特別の事情」については、市町の保険料収納へのインセンティブを損なうことのないよう、以下の場合に限定することとする。

- ① 災害（台風・洪水・噴火等）により保険料収納必要額の3%以上（※）の額が不足する場合
※国調整交付金における災害等による保険料減免に係る補助要件を準用
- ② 地域基盤産業の倒産等により多数の被保険者に影響が生じた場合
- ③ その他知事が必要と認めた場合

【交付を行った場合の市町補填分の負担方法】

災害等の「特別の事情」により、基金の交付を行った場合の市町補填分の負担方法については、財政運営の都道府県単位化により各市町の事業運営の安定化や保険料の平準化を図るという改革の趣旨を踏まえ、県内全市町で負担を分かち合い、県全体で支え合うこととする。

2 特例基金の活用

平成 30 年度から令和 5 年度までの間、新制度の円滑な施行のため、

① 市町において本来集めるべき一人当たり保険料額（納付金額）が、制度改正前と比較して一定割合を超える場合（激変緩和分）

② 保険者努力支援制度等の財源に充当する場合（財政基盤強化分）
に特例基金を活用することとされており、県は必要に応じて活用する。

また、上記に加え、後年度の前期高齢者交付金等の精算に備えるとともに、将来の保険料の急激な変動を緩和するため、決算収支上の黒字の一部を特例基金へ積み立て、活用する。

(略)

第 3 章 市町における保険料の標準的な算定方法

(略)

第 3 節 保険料の標準的な算定方法等

(略)

6 相対的必要給付の取扱い

相対的必要給付については、各市町の取組の平準化を図る観点から、出産育児一時金は 40 万 4 千円（産科医療補償制度の適用のある分娩については、これに 1 万 6 千円を加算）、葬祭費は 5 万円を標準的な支給金額として設定し、これらの給付に必要な費用については、県全体の給付費総額に加算する。

(略)

改 定 案

3 基金の取崩

保険給付費が県の保険給付費見込額を上回る等により、国保の財政収支に不均衡が生じる場合に、県は、当該財政不足額について、基金を取り崩して資金を賄う。なお、当該基金については、再積立を行う必要があり、それらの費用は、県内全市町の納付金に盛り込み徴収する。

4 財政調整事業

医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に、県は、決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で基金を取り崩し、県国民健康保険特別会計に繰り入れることができる。

5 特例基金事業

平成 30 年度から令和 5 年度までの間、新制度の円滑な施行のため、

- ① 市町において本来集めるべき一人当たり保険料額（納付金額）が、制度改正前と比較して一定割合を超える場合（激変緩和分）
 - ② 保険者努力支援制度等の財源に充当する場合（財政基盤強化分）
- に特例基金を活用することとされており、県は必要に応じて活用する。

(略)

第 3 章 市町における保険料の標準的な算定方法

(略)

第 3 節 保険料の標準的な算定方法等

(略)

6 相対的必要給付の取扱い

相対的必要給付については、各市町の取組の平準化を図る観点から、出産育児一時金は 40 万 8 千円（産科医療補償制度の適用のある分娩については、これに 1 万 2 千円を加算）、葬祭費は 5 万円を標準的な支給金額として設定し、これらの給付に必要な費用については、県全体の給付費総額に加算する。

(略)

第7章 市町が担う事務の標準化、広域化及び効率的な運営の推進

第1節 市町事務の標準設定

(略)

2 給付関係

(1) 相対的必要給付

標準的な相対的必要給付の支給金額については、出産育児一時金は40万4千円とし、産科医療補償制度の適用のある分娩については、これに1万6千円を加算するものとする。また、葬祭費は5万円とする。

(略)

改 定 案

第7章 市町が担う事務の標準化、広域化及び効率的な運営の推進

第1節 市町事務の標準設定

(略)

2 給付関係

(1) 相対的必要給付

標準的な相対的必要給付の支給金額については、出産育児一時金は40万8千円とし、産科医療補償制度の適用のある分娩については、これに1万2千円を加算するものとする。また、葬祭費は5万円とする。

(略)

(案)

国運第 号
令和4年3月 日

兵 庫 県 知 事
齋 藤 元 彦 様

兵庫県国民健康保険運営協議会
会 長 足 立 正 樹

国民健康保険事業の運営に関する事項について（答申）

令和4年3月23日付け諮問第 号で諮問のありました標記のことについて、
審議の結果、兵庫県国民健康保険運営方針（改定案）をもって答申します。